

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和3年12月17日

新型コロナウイルス追加(3回目)接種について

国内において12月1日から、新型コロナウイルスの追加(3回目)接種が始まっています。

追加接種を受けることができる方は、2回目の接種を終了した日から原則8か月以上経過した、18歳以上の方です。

対象となる方全員に、順次「接種券付き予診票」と「予防接種済証」を送付します。

大潟村新型コロナウイルス集団接種について

村の集団接種については、2月上旬から開始予定です。

初回(1回目・2回目)接種を村の集団接種で受けた方に、「日時指定通知」を送付しますので、日時をご確認のうえ、接種を受けてください。

※キャンセルや日時変更は、必ず保健センターへご連絡ください。

【下記の方は、お早めに保健センターへご連絡ください】

- 村の集団接種の対象者で、追加接種を希望しない方
- 初回接種を村外の接種会場で受けた方で、追加接種は村の集団接種を希望する方
- 1回目・2回目の接種がまだの方で、村の集団接種を希望する方
(接種券の再発行もできます)
- 転入してきた方で、転入前に初回接種を終えている方(村で接種記録の把握ができないため、接種記録の確認をさせていただき、接種券付き予診票等を発行いたします)
- 2回目接種完了後、8か月経過したが接種券付き予診票等が届いていない方

お問い合わせは

大潟村保健センター TEL. 45-2613 FAX. 27-8420

大潟村新型コロナウイルス相談窓口 TEL. 090-2578-2861

裏面もご覧ください。

ご確認ください

◎特に追加接種が必要と思われる方

- ・高齢者、基礎疾患を有する方などの「重症化リスクが高い方」
- ・重症化リスクが高い方の関係者・介助者(介護従事者など)などの「重症化リスクが高い方との接触が多い方」
- ・医療従事者などの「職業上の理由などによりウイルス曝露リスクが高い方」

◎住民票がある場所(住所地)以外での接種について

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方→医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の医療機関で受ける方→医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地と異なる方→実際にお住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。実際にお住まいの市町村ホームページでご確認いただくか、相談窓口にお問い合わせください。

◎ワクチンをうけるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいたうえで、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強要したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請が必要となった場合は、村までご相談ください。

◎ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします。

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。

このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いいたします。具体的には、「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

感染予防対策を
継続していただ
くようお願いし
ます。



密集場所



密接場面



密閉空間

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避



マスクの着用



石けんによる
手洗い



手指消毒用アルコール
による消毒の励行

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索



* 新型コロナワクチンに関する専門的なお問合せは、国または県の窓口へお願いします。

○厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎ 0120-761770 受付時間 9:00~21:00

○秋田県新型コロナワクチン相談センター

☎ 0570-066-567 受付時間 8:00~17:00

裏面もご覧ください。